

使用済自動車の不法投棄、不適正保管等に関する調査について

平成17年7月15日

環境省廃棄物・リサイクル対策部企画課リサイクル推進室

1. 調査内容

- 全国の都道府県及び保健所設置市に対して、平成17年3月末時点の管内における使用済自動車の不法投棄、不適正保管（野積み等）の台数を調査した。また、そのうち案件1箇所あたり100台以上の大規模案件については、撤去・改善指導の状況やその見通し等を調査した。
- 使用済自動車の不法投棄、不適正保管等の状況については、自動車リサイクル法施行前（平成16年9月時点）に同様の調査を実施しており、その結果は昨年11月に開催した自動車リサイクル合同会議に報告（資料10）し、公表したところ。
- 今回の調査結果については、法施行に伴う状況の変化を見る観点から前回の調査結果と対比して整理した。
- 不法投棄、不適正保管等の台数については、表-1に示すように保管状態に問題があるものと、処分状態に問題があるものに区分し調査した。また、これらの台数について離島分を区分し調査した。

表-1 不適正保管、不法投棄等の調査区分

不適正保管 (野積み等)	事業場などに廃棄物処理法の保管基準に違反しているなど不適正な状態で保管されている使用済自動車
不法投棄等	不法投棄など違法に処分されている、又は路上放棄車両等の不法投棄のおそれがある使用済自動車

【註】前回調査(平成16年9月)においては、廃棄物処理法違反のものと、そのおそれのあるものに区分していたが、自動車リサイクル法施行後(平成17年1月1日以降)は、使用済自動車、解体自動車(解体自動車全部利用者に引き渡されたものを除く)はすべて廃棄物処理法上の廃棄物と見なされるため、この区分による整理は行わないこととした。

2. 調査結果

(1) 不適正保管、不法投棄等の使用済自動車台数

- 今回の調査により把握した全国の不適正保管、不法投棄等の台数を、前回の調査結果と併せて表 - 2 に示す（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙 1」参照）。

表 - 2 不適正保管、不法投棄等の使用済自動車台数

(単位:台)

	今回調査(平成17年3月)			前回調査(平成16年9月)		
		不適正保管	不法投棄等		不適正保管	不法投棄等
全国 〔減少率〕	14万0436 〔-35.7%〕	12万2599 〔-37.4%〕	1万7837 〔-20.0%〕	21万8159 -	19万5860 -	2万2299 -
(うち離島分) 〔減少率〕	1万4013 〔-16.1%〕	9640 〔-28.6%〕	4317 〔+34.7%〕	1万6707 -	1万3503 -	3204 -

- 各都道府県・保健所設置市における把握状況に差があるため、今回の調査との単純な比較はできないが、不適正保管、不法投棄等の使用済自動車台数は、法施行時期（平成17年1月1日）前後の6か月の間に、全国で約22万台から約14万台（うち離島については約1万7千台から約1万4千台）へと大幅に減少し、改善が進んでいるものと見込まれる。
- なお、平成15年3月時点でも同様に状況を把握しているが、全国で約34万台であった。

(2) 大規模案件に係る対応状況

件数・台数

- 今回の調査により把握した100台以上の大規模案件の件数及び台数について、前回の調査結果と併せて表 - 3 に示す（都道府県・保健所設置市の内訳は「別紙 2」参照）。
- 前回調査時には把握されておらず、今回の調査において新たに把握された案件が若干あるものの、全国で450件から258件、約13万台から約7万台（うち離島については30件から16件、約1万台から約8千台）へと大幅に減少し、全体としては改善が進んでいる。

表 - 3 大規模案件の件数及び台数

	今回調査(平成17年3月)		前回調査(平成16年9月)	
	件数	台数	件数	台数
全 国 〔減少率〕	258 〔-42.7%〕	7万2516 〔-45.0%〕	450 -	13万1909 -
うち離島分 〔減少率〕	16 〔-46.7%〕	8160 〔-20.3%〕	30 -	1万0238 -

原因者の内訳

- 大規模案件の原因者を表 - 4 に示す。原因者が不明の案件は21件であり、大部分の案件は原因者が判明している。原因者の内訳では解体業者が最も多く、全体の半数近くを占めている。この他、金属くず回収業者、整備業者も見られる。

表 - 4 大規模案件の原因者別件数及び台数

原因者	整備業者	販売業者	板金塗装業者	解体業者	破砕業者	金属くず回収業者	個人	不明	計
件数	19	6	3	118	4	49	38	21	258
台数	2747	1970	600	3万8131	4450	1万2650	9148	2820	7万2516

行政の対応状況

- 大規模案件に対する自治体の対応状況を表 - 5 に示す。示したように、原因者が判明している案件が多く、行政から施行前・施行後を通じて撤去・改善が行われるよう指導がなされている。
- 行政の指導に応じて撤去・改善が進められている案件が多いため、改善命令等より厳しい対応にまで至っている案件は少ない。一部の案件では、より厳しい対応として行為者に対する改善命令や措置命令がすでに実施され、あるいはそれを念頭に対応を進めることとされている。これらの対応の結果、撤去・改善が進んでおり、現時点で行政代執行まで行うことを具体的に予定している案件はない。
- 前回調査結果においては、法施行まで（昨年中）に半数程度が撤去・改善される見込みであることを報告している。今回調査では概ね半数程度が撤去されており、調査時点が法施行後3か月を経過していることを勘案すればややペースは遅いものの、着実に改善は進んできている。

表 - 5 大規模案件に対する行政の対応状況

手法	措置状況	件数
指導	指導済	204
	指導予定あり	23
改善命令	発動済	8
	発動予定あり	2
措置命令	発動済	3
	発動予定あり	2
告発	告発済	1
	告発予定あり	0
行政代執行	実施	0
	行政代執行予定あり	0
許可取消	取消済	0
	許可取消予定あり	0

【註】複数カウントのため、合計は算出していない。

3. 今後の対応

➤ 自動車リサイクル法の施行後は、

* リサイクル料金の預託制度等により、一般に使用済自動車が有価で取引されているようであり、不適正な処理が起こりにくいと考えられること

* 電子マニフェスト制度により、使用済自動車が一台ずつ一貫して管理されていること

* 自動車重量税の還付制度が設けられたこと

等により、不法投棄や違法な保管が行われにくい環境となっており、法施行後新たにこれらの違法行為が行われた事例は現在のところ承知していない。

➤ 法施行前の車両については、前述のとおり、法施行後、すべての使用済自動車等有価・無価を問わず廃棄物と見なされ、廃棄物処理法の規制（保管基準等）が適用されるため、使用済自動車等の保管は明らかな廃棄物の保管行為として、廃棄物処理法に基づく対応も行いやすくなった。

➤ 一方、「中古車」と称して、野積み等同様の行為が行われることのないよう、本年5月に自治体宛て発出した「行政処分の指針」において、以下の解釈を示し、現場での運用を容易にしたところ。

以下に該当するものは、社会通念上一般に中古車とは観念できず、使用済自動車と判断されるべきものであること。

- ・在庫となったまま適切な管理が行われず、当該事業者の中古車としての販売実績に照らし長期間（概ね180日以上）放置され劣化（例えば、油や液が漏れている、外部に相当の腐食が生じているなどが考えられる）が著しい状態の自動車
- ・重ねて積み上げられている状態の自動車

- 違法状態の解消は、原因者の責任において行われるべきものであるため、地方公共団体において、原因者による使用済自動車の撤去等の措置が講じられるよう、引き続き指導を徹底するとともに、生活環境保全上の支障が懸念される場合には、廃棄物処理法に基づく措置命令、行政代執行も視野に入れた対応を行う必要がある。地方公共団体が行政代執行により使用済自動車の撤去等を行う場合については、自動車リサイクル法に基づき、指定再資源化機関である（財）自動車リサイクル促進センターが、リサイクル料金の剰余金を活用して資金出えん等の協力を行える仕組みがあり、同センターにより当該撤去等に要する費用の8割を上限として資金出えん等を行う事業が用意されている。現時点では具体的な事案はないが、出えん要望がなされた場合には適切に対応。市町村による路上放棄車の処理に対して、従来から行われてきた路上放棄車処理協力会による支援は、自動車リサイクル法施行後も継続されている。
- 今回の調査結果を踏まえて、都道府県・保健所設置市とも十分な連携を図りつつ、引き続き着実に改善が図られるよう対応するとともに、その改善状況の実態把握を今後とも継続してまいりたい。